

— 温泉法が改正されました —

平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉施設において、温泉付随ガスの可燃性天然ガスに起因する爆発事故が発生しました。この事故は、営業開始後の温泉施設において発生した初めての爆発死亡事故となりました。そこで環境省は温泉法を改正し、温泉の掘削時や採取時における可燃性天然ガス等に対する安全対策を義務付けました。この改正法は平成20年10月1日より施行され、**平成21年3月31日までに**新たに許可申請又は確認申請が必要となります。実施対象者は、温泉をくみ上げ又はくみ上げようとする全ての事業者となります。

改正温泉法では温泉施設における安全対策が必要となりましたが、温泉付随ガスのメタン濃度を測定し、基準値以下であれば安全対策が不要な旨を都道府県知事に確認申請する事ができます。

弊社は平成20年7月に環境省主催による『メタン濃度現地測定方法』講習会を受講し、測定を行っております。



温泉成分分析登録分析機関 長野県第4号

— 第7次粉じん障害防止総合対策がスタートしました —

厚生労働省では、『第7次粉じん障害防止総合対策（平成20年度から平成24年度迄の5か年）』を策定し、その重点事項に基づき粉じん障害防止対策のより一層の推進を目指しています。

重点事項は、『①ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策 ②アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策 ③金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策 ④離職後の健康管理』となっています。

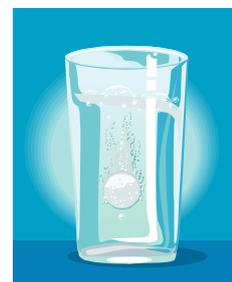
中でもアーク溶接作業及び金属等の研ま作業については、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高く、またアーク溶接作業については粉じんの有害性及びその対策の必要性の認識不足が指摘されています。弊社では、粉じんを発生する作業場等における作業環境測定及び局所排気装置等の検査を実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

作業環境測定機関登録 20-3号

— 水を安全においしく飲む —

人間の体重の6~7割は水分だと言われています。水分は生命活動の維持に必要な細胞のさまざまな機能を補助しています。1日に必要な水分は、排出されるものから逆算するとおおよそ2~3ℓになります。これは年間平均なので、汗を多くかく時期はさらに必要になります。

そしておいしく水を飲む為の条件には水温、不純物の量、硬度などがかわってきます。家庭で朝一番に飲用する場合は水道管に滞留している水が流れ、味を損ねている可能性がございますので少しお流しいただいてから、飲用していただくことをおすすめします。また安全に水を飲用するためにも井戸水・湧水などご利用がございましたら、弊社へ水質検査をご用命下さい。



【一例：塩化物イオン,有機物(TOC),pH,臭気,味,色度,濁度,一般細菌,大腸菌,硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素】



株式会社 コエキ

〒394-0031 長野県岡谷市田中町三丁目3-24
TEL 0266-23-2155 FAX 0266-23-0733

計量証明事業長野県登録第環境5号45号68号
水道水検査厚生労働大臣登録第69号
土壤汚染状況調査指定機関 環2003-1-481
建築物飲料水水質検査業 長野県4水第17号
URL <http://www.e-koeki.co.jp>
E-mail info@e-koeki.co.jp